

論 説

# 行動経済学から読み解く脱税動機

肥 後 治 樹

## 1 問題意識

- (1) 「対症療法」と「原因療法」
- (2) 「対症療法」としての税務調査
  - イ 税務調査の意義
  - ロ 「対症療法」としての税務調査
  - ハ 税務における「原因療法」の必要性

## 2 脱税動機

- (1) 「ウソ」の動機
- (2) 裁判例
- (3) 講学上の議論
  - イ 反対給付の不存在
  - ロ 「不公平感」
  - ハ 税制の複雑さ
- (4) 脱税行動モデル
  - イ Allingham, M. G. = Sandmo, A.の「脱税行動モデル」
  - ロ 疑問点

## 3 行動経済学によるアプローチ

- (1) 「数字探し課題」
  - イ 概要
  - ロ 「数字探し課題」の含意
  - ハ 脱税動機への「示唆」
- (2) 納税申告書への応用
  - イ 概要
  - ロ 確定申告書様式

( 2 ) 行動経済学から読み解く脱税動機

(3) 納税通知書への応用

#### 4 結語

(1) 脱税動機の実態

(2) 「脱税行動モデル」の弱点

(3) 行動経済学から読み解く脱税動機

#### 5 「将来に対する唯ぼんやりした不安」

(1) AIの脅威

(2) 現実感の喪失

## 1 問題意識

### (1) 「対症療法」と「原因療法」

主に医学の世界において用いられる「対症療法」と「原因療法」という用語がある。

「対症療法」とは、表面に現われた種々の症状に対して適切な処置を行って患者の苦痛を除く療法<sup>(1)</sup>であり、病気の原因を治療するのではなく、発熱、咳、痛みなどの症状を抑えたり、緩めたりする治療を言い、薬で言えば、代表的なものは、痛みに対して用いられる鎮痛薬や、蕁麻疹に対して用いられる抗ヒスタミン薬などである<sup>(2)</sup>。これに対して、「原因療法」とは、疾病原因の完全除去を目指した治療法<sup>(3)</sup>で、病気そのものやその原因を治すことであり<sup>(4)</sup>、薬で言えば、代表的なものは、感染症の原因である病原菌を攻撃する抗生物質である<sup>(5)</sup>。

なお、「対症療法」は、「姑息的療法」とも呼ばれる故もあってか、表面的な対策に過ぎず、根本的な対策にはなっていないとして批判の対象とな

---

(1) 松村明『大辞林』(1988 三省堂) 1441頁。

(2) 大日本住友製薬「健康情報サイト」(<http://kanja.ds-pharma.jp/life/guide/effect/effect01.html>)。

(3) 松村明・前掲注(1)・780頁。

(4) 「25 対症療法」国立国語研究院『「病院の言葉」を分かりやすくする提案』(<http://pj.ninjal.ac.jp/byoin/teian/ruikeibetu/teiango/teiango-ruikei-b/taisuryoyo.html>)

(5) 大日本住友製薬・前掲注(2)。

ることも多いが、医学上は、痛みなどの原因が不明な場合、あるいは原因除去の困難な場合は、対症療法は、患者の訴える症状を軽減し、自然回復能力を高める効果を持つことから、日常生活に支障を与える痛みを薬を飲んで改善することにより、不自由なく生活を送れたり、痛み止めを打って安静に（したり）することにより、自然治癒を促したりすることもできるので、非常に大切な治療法になるものである<sup>(6)</sup>。したがって、結局は、「原因療法」、「対症療法」をそれぞれ適切なタイミングで行うことが重要である<sup>(7)</sup>、と云うことになろう。

## (2) 「対症療法」としての税務調査

### イ 税務調査の意義<sup>(8)</sup>

まず、税務調査の意義については、国税通則法（昭和37年法律第66号）第7章の2（国税の調査）についての法令解釈通達である「国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達」の1-1（「調査」の意義）において、「(1) 法第7章の2において、「調査」とは、国税に関する法律（法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。）の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいう。」（下線部筆者付記）、「(2) 上記(1)に掲げる調査には、更正決定等を目的とする一連の行為のほか、再調査決定や申請等の審査のために行う一連の行為も含まれることに留意する。」としている。

また、講学上は、税務調査の基礎となる「質問検査権」について、課税当局が更正・決定及び賦課決定を行うためには、課税要件事実に関する資料の入手が必要であるところ、当該資料の入手については、納税者の協力

(6) 健康推進Baquun「対症療法とは一体どういった治療方法なの？病気を治しているのは薬ではなく自分かも?!」(<http://baquun.net/post-1681/>)。

(7) 和田重人＝古田勲「急性菌性感染症の診断と治療」富山医薬大医誌15巻1号(2004)47頁。

(8) 西岡稔晴「税務調査の理解と対応」(<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/awaoe/files/2014/11/%E7%A8%8E%E5%8B%99%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%81%AE%E7%90%86%E8%A7%A3%E3%81%A8%E5%AF%BE%E5%BF%9C.pdf>)。

#### ( 4 ) 行動経済学から読み解く脱税動機

が得られるとは限らないから、「必要な資料の収集を可能ならしめるため、租税職員に質問検査権、すなわち課税要件事実について関係者に質問し、関係の物件を検査する権限を認めてきた」とし、質問検査権について、「課税要件事実について関係者に質問し、関係の物件を検査する権限」と定義し<sup>(9)</sup>、「租税の公平・確実な賦課徴収のために必要な資料の取得収集を目的とするもの」である<sup>(10)</sup>としている。

さらに、裁判例を見ると、大阪地裁・昭和45年9月22日判決（昭和40年（行ウ）第56号）は、「国税通則法24条にいう「調査」の意義」について、「本条にいう「調査」とは、課税標準等または税額等を認定するに至る一連の判断過程の一部を意味するものであり、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価あるいは租税法その他の法令の解釈適用を経て更正処分に至るまでの思考、判断を含むきわめて包括的な概念である。」と判示している。

#### ロ 「対症療法」としての税務調査

そこで、この税務調査について、上述の「対症療法」と「原因療法」の対比を踏まえて眺めてみると、税務調査は、一種の「対症療法」に分類されるものであるように思われる。つまり、税務調査とは、上述のように、租税の公平・確実な賦課徴収のために必要な資料の取得収集を目的として、「課税要件事実について関係者に質問し、関係の物件を検査する権限」である質問検査権に基づくものであり、個人や法人の納税者が行った納税申告について、その内容に申告漏れ等の誤りや脱税等が把握等された場合に、事後的にその是正を行う措置であり、その意義からも、課税当局が更正・決定及び賦課決定を行うために「課税要件事実」を解明・確定する行為であり、そうすると、動機の解明が「課税要件事実」の解明・確定に必要不可欠であるとは考えにくく、また、実務上も、調査日数に限りがあることもあって、税務調査の際、その動機、即ち、その納税者が何故そのような申告漏れや脱税を行ったか、と云うところまで踏み込んで行われることは余りないように思われるからである。あるいは、税務調査の現場においては、口頭で、調査担当者と納税者や税理士との間で、「動機」についてのやり取りが行われることもあるのかもしれないが、少なくとも、そのような

---

(9) 金子宏『租税法 第24版』（2021 弘文堂）994頁。

(10) 金子宏・前掲注（9）・996頁。

「動機」が記録として残されると云うことは寡聞にして知らない。

税務調査の一連の手続においては、「調査の結果、更正決定等をすべきと認められる非違がある場合には、〔国税通則〕法第74条の11第2項に基づき、納税義務者に対し、当該非違の内容等（税目、課税期間、更正決定等をすべきと認める金額、その理由等）について原則として口頭により説明する。その際には、必要に応じ、非違の項目や金額を整理した資料など参考となる資料を示すなどして、納税義務者の理解が得られるよう十分な説明を行うとともに、納税義務者から質問等があった場合には分かりやすく回答するよう努める。また、併せて、納付すべき税額及び加算税のほか、納付すべき税額によっては延滞税が生じることを説明するとともに、当該調査結果の内容の説明等（中略）をもって原則として一連の調査手続が終了する旨を説明する。」<sup>(11)</sup>（〔 〕内筆者付記）とされ、端的に言えば、税務調査に当たっては、その結果、売上について、これこれの申告漏れがある、あるいは、経費について、これこれの計上誤りがあると云った指摘を行った上で、したがって、申告漏れについては、これだけの加算税が賦課される、仮装・隠蔽等の不正行為があれば、これだけの重加算税が賦課される、と云った説明が行われる、と云うことで、つまりは、経費の水増しなり、売上の除外なりについて、その是正を図ることが専ら行われていると言える。

#### ハ 税務における「原因療法」の必要性

しかしながら、もし、申告漏れや脱税などを根絶したいのであれば、そのためには、どのような対策が必要であるのか、つまり、どのような「原因療法」が効果的であるのかを探るために、申告漏れや脱税などに当たっては、その内容だけでなく、その動機についても解明する必要があると考えられる。

事実、税務の面における「原因療法」の重要性については、奇しくも、OECDにより、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）への対応について集中的に検討が行われたBEPSプロジェクトにおいて最終報告書のパッケージがまとまった際に、OECD全体としてそのパッケージを説明するために作られた解説文において、「BEPSの懸念に対処したい

---

(11) 国税庁「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」（平成24年9月12日）。

## ( 6 ) 行動経済学から読み解く脱税動機

という共通の願いから、的を絞ったモニタリングと強化された透明性が支え、国内及び条約対応を通じて協調して実施される措置の包括的パッケージが合意された。その目的は、単なる対症療法ではなく根本原因への包括的対応により、BEPSの構造に対処することである。」<sup>(12)</sup> と述べられており、この「根本原因への包括的対応」とは、取りも直さず「原因療法」を意味しているに違いない。

なお、刑事事件においては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条に基づいて行われる起訴前鑑定と、起訴後裁判所の依頼によって行われる同法第165条に基づく鑑定とがあり、その多くは刑事責任能力と訴訟能力が問えるかを判断するための精神鑑定であるが、裁判所が量刑判断するに当たって考慮する諸事情を明らかにするための情状鑑定も数的には少ないが行われており、当該情状鑑定は、訴因以外の情状を対象とし、裁判所が刑の量定、すなわち被告人に対する処遇方法を決定するための必要な知識の提供を目的とするものである<sup>(13)</sup>。具体的には、犯行の動機・目的、手段方法、計画性の有無などの犯情と、被告人の家庭環境、生活歴、性格・行動傾向等といった狭義の情状に分けられる<sup>(14)</sup> ように、「動機」は、「裁判所が量刑判断するに当たって考慮する諸事情」の一構成要素であり、このことが、警察による犯罪捜査等において、動機の解明が重要視されている一つの要因であるように思われる。事実、司法においては、「動機」という言葉が使われており、判決文に犯情を記載するのが望ましいとされるし、警察段階から「動機」がつけられてくる<sup>(15)</sup>。したがって、税務調査において、「動機」が必ずしも十分に解明されないのではないかと云う点については、警察による捜査は、対象となる犯罪が刑事事件として取り扱われ、最終的

---

(12) 税制調査会・国際課税ディスカッショングループ「税源浸食と利益移転 解説文（仮訳）」（第6回 国際課税ディスカッショングループ（2015年10月23日）資料）（<http://jyu-q.com/pcj/psychotherapy/therapy.html>）。

(13) 須藤明「刑事事件における情状鑑定の現状と展望—米国のProbation Officer及びMitigation Specialistが行う判決前調査との比較から—」駒沢女子大学研究紀要21号（2014 駒沢女子大学）139頁。

(14) 須藤明・前掲注（13）・139頁。

(15) 森武夫「情状鑑定について—実務経験から—」専修大学法学研究所紀要36巻（2011 専修大学法学研究所）51頁。

に刑事罰が科されるのに対し、税務調査は、査察事件等は別として、その大半は行政罰が課されるに過ぎないと云う点を考慮する必要があるだろう。

## 2 脱税動機

まず、人はなぜ脱税するのであろうか。

### (1) 「ウソ」の動機

脱税とは、広い意味で、「ごまかし」であり、「ごまかし」とは、虚偽を申し立てることであろうから、脱税の動機を探るに当たっては、「ウソ」の動機が参考になるものと思われる。

それでは、人はなぜ「ウソ」をつくのであろうか。

「嘘とは、だますことによってある目的を達成しようとする意識的な虚偽の発言（口述）である」と定義され、そして、嘘と云うためには、①虚偽の意識がある、したがって、自分の言っていることが事実と違っていることを承知している（虚偽の意識）、②だます意図がある、即ち、間違っていることを相手に信じさせようとする意図がある、また、故意に、計画的に、本当のように装って言いくるめようとする（だます意図）、③だます目的がはっきりしている、即ち、罪や罰を逃れたり、自己防衛しようとしたりする目的があり、この目的は利己的な動機から出ているのだが、ときには利他的な（他人の利益のために自分を犠牲にする）動機がみられることがある（だます目的）、と云ったような特徴が認められなくてはならないとされており、したがって、記憶違い、思い違い、勘違い、言い間違いなどは、虚偽の意識とだます意図がはっきりしないので、嘘の定義にはあてはまらないことになる<sup>(16)</sup>。

また、嘘の動機には、①罰回避、②自意識維持、③攻撃的行動、④支配感獲得、⑤だます喜び、⑥願望充足、⑦自己欺瞞強化、⑧他者行動コントロール、⑨他者援助、⑩他者の自己欺瞞援助、⑪役割葛藤解決、⑫自負心保全、⑬アイデンティティ獲得の13種類があるとされてきた<sup>(17)</sup>。

これらに従えば、脱税に係る「ウソ」は、定義については、①虚偽の意

(16) 渋谷園枝＝渋谷昌三「嘘の発生とその展開」山梨医大紀要13巻（1996 山梨医科大学）41頁。



## ( 8 ) 行動経済学から読み解く脱税動機

識や②だます意図、③だます目的を有し、動機については、①罰回避に当たると言えようか。

### (2) 裁判例

次に、納税者が申告漏れや脱税を行った動機については、管見の限りでは、具体的にまとまったものはないが、租税事件の裁判例において、その多くは査察事件関係であるが、判決文において脱税等の動機に言及したものがあ

る。これらを見ると、①事業資金を確保しておきたい、②資産の購入資金などに充てる、③将来の備えに資産を残したい、④家族に資産を残したい、⑤債務返済に充てる、⑥税金を何とか安くしたい、⑦業務上の不正行為を秘匿したい、⑧税金を負担するのは馬鹿らしい、などに類型化でき、また、動機とまでは言えないかもしれないが、⑨税法の解釈に相違がある、と云ったものも申告漏れ等の「理由」として挙げられよう。

これらの動機は、それぞれ単独にある場合だけでなく、幾つかの動機が複合している場合もあり、例えば、「水商売に長らく携わるうちに税金を支払う必要がないという考えを持つようになっていた上、風俗店経営により多大の利益を取得して税金を納めるのが惜しくなり、また、離婚した妻に慰謝料を支払うとともに実子に財産を残したいとの気持ちも加わって、所得秘匿による蓄財を企てた」と判示された動機<sup>(18)</sup>は、④(家族に資産を残したい(実子に財産を残したい))、⑤(債務返済に充てる(離婚した妻に慰謝料を支払う))及び⑧(税金を負担するのは馬鹿らしい(水商売に長らく携わるうちに税金を支払う必要がないという考えを持つようになっていた))の複合形であろうし、「取引先から裏金を取得していることを隠すとともに、住宅購入資金に充てるためなどというもの」と判示された動機<sup>(19)</sup>は、③(資産の購入資金などに充てる(住宅購入資金に充てる))及び⑦(業務上の不正行為を秘匿したい(取引先から裏金を取得していることを隠す))の複合形であろう。「夫の勤労による所得を税金として徴収されるの

---

(17) 脇本忍「落語における女性の嘘に関する考察」笑い学研究23巻(2016 日本笑い学会)83頁。

(18) 東京地裁・平成15年6月20日判決(平成14年(特わ)第6332号)。

(19) 長野地裁・平成17年7月22日判決(平成17年(わ)第134号)。



がもったいないという心情に駆られるとともに、万一の医療過誤の際に高額  
の賠償金を支出しなければならないという不安感<sup>(20)</sup>と判示された動機<sup>(20)</sup>  
や「自らが営んでいた前記Cの事業規模拡大の資金を捻出するため、判示  
の各脱税に及んだ事案であるが、事業規模を拡大し、経営基盤を強固にし  
なければ将来における経営の安定を保ち得なくなるという被告人の不安感」  
と判示された動機<sup>(21)</sup>は、①(事業資金を確保しておきたい)に、③(将来  
の備えに資産を残したい)が加味された動機とみることもできよう。

なお、判示は、殆どの場合、これらの「動機」について、「脱税犯を処罰  
する所以は、脱税により当然入るべき国の税収入を減少させ、ひいては国  
民の税負担を不均衡ならしめ、他の納税者に過重の負担をかけることとな  
るから、これを防止するにあるものであるから、脱税の動機が事業拡張等  
の収入資産を蓄積するにあつたとしても、これを特段の情状と認める筋合  
は存しない」<sup>(22)</sup>などとして一蹴している。

### (3) 講学上の議論

#### イ 反対給付の不存在

租税の本来の機能は、公共サービスを提供するために必要な資金を調達  
することであり、したがって、租税の意義については、財政学の立場から  
は、「政府が財・サービスを無償で供給するために、強制的に無償で調達す  
る貨幣を租税という」と定義され<sup>(23)</sup>、租税法の立場からは、「国家が、特別  
な給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための  
資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付であ  
る」と定義される<sup>(24)</sup>。これらの定義を踏まえると、国民が負担する租税は、  
国や地方公共団体による公共サービスの充実や社会資本の整備などに充て  
られるものであり、人々が社会生活を営んでいく上で、必要不可欠なもの  
であるが、にもかかわらず、現実には、脱税や租税回避、申告漏れなどが  
行われる理由については、「税は公共財や公共サービスの代価として、市民

(20) 大阪地裁・平成10年9月25日判決(平成9年(わ)第4968号)。

(21) 大阪地裁・平成10年9月11日判決(平成9年(わ)第4054号)。

(22) 名古屋高裁・昭和40年3月16日判決。

(23) 神野直彦『財政学〔第3版〕』(2021 有斐閣)146頁。

(24) 金子宏・前掲注(9)・9頁。

## ( 10 ) 行動経済学から読み解く脱税動機

が支払わなければならない価格である。しかしそれは、私的市場で決定される価格とは異なる。事実、それは、非常に多くの財やサービスと関わりをもっているものの、「消費者」は自ら望むような質や量を選択する自由がないのである。しかもこの価格は、契約によって決定されずに、公共財や公共サービスの「売り手」により決められる。そしてその価格は「受益者」に応じて異なるのである。」<sup>(25)</sup> との説明が行われているように、納税者にとっては、租税は、その支出額に見合った反対給付に直接繋がらないので、その負担を免れようとする欲求が高まるのであろう<sup>(26)</sup>、とされる。つまり、脱税等は、租税の持つ無償で調達される性質、反対給付なしで調達される性質の故に、その負担を免れようとするところから生ずるとする考え方である。

### ロ 「不公平感」

租税法の重要な基本原則の一つに租税公平主義があり、租税公平主義とは、税負担は、国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならない、とする原則である<sup>(27)</sup>。

租税の公平については、乏しきを憂えず、等しからざるを憂う<sup>(28)</sup> というのは、国民の心からの本音であり、トーゴーサンピンは困る、との指摘があり<sup>(29)</sup>、また、特別措置が次々と導入され、「制度上の不公平」が生み出され、それに対して給与所得者が不公平感を持ち、重税感が増幅している、給与所得は源泉徴収で徴収され、把握度が非常に高いのに対し、事業所得や資産所得は把握率が低いのではないか、という「執行上の不公平」、いわゆるクロヨンの問題がある<sup>(30)</sup>、さらには、憲法も、国民は種々の関係において差別されてはならないとして、第14条で「すべて国民は、法の下に平

---

(25) パスカル・サラン『税の暴政』（1988 春秋社）240頁。

(26) 古川靖洋「租税回避と企業の倫理的価値判断」三田商学研究34巻6号（1992 慶應義塾大学）109-110頁。

(27) 金子宏・前掲注（9）・88頁。

(28) 「不患寡而患不均」（寡なきを患えずして均しからざるを患う。）とは、国を有ち家を有つ者（有国有家者）は「少ないことを心配せず、平等でないことを心配する」という意味である（井波律子『完訳論語』（2016 岩波書店）488-490頁。）。

(29) 第102回国会衆議院大蔵委員会議録第8号（昭和60年2月27日）4頁。

等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し、平等原則を定めており、租税負担の公平も当然その要請するところであることから、このように、租税公平主義（公平負担原則）は、憲法もこれを要求し、また、広く国民の意識の中に支持を得て来ているものであり、それ故、公平を欠く課税は、国民の政治に対する不信を生み出し、また、税務行政に対する信頼を低下させ、非協力を生じさせることとなり、さらには、脱税それ自体は無論非難すべきことであるが、不公平な税制は、脱税に何ほどの口実を与えることになりかねない<sup>(31)</sup>。

## ハ 税制の複雑さ

複雑な税制も脱税の要因となり得るとの見方がある。

例えば、欧州における付加価値税について一般的な複数税率については、税率の違いを利用した脱税の発生が懸念されており、具体的には、標準税率の課税売上に係る税額を軽減税率へ仮装することにより納税額を減少させるといった手法が用いられており、売上除外と税率を誤った商品の分類とを組み合わせるといったタイプの脱税を行う機会は小売段階で多く生ずるとされ、小規模の店の場合、経営者は一貫してレジスターを操作することによって、低い付加価値税の税率を適用することを可能にし、更に、レジスターの記録を偽造するといった直接的方法により、複数の付加価値税率を操作して脱税を図るという場合も多く存在するということが報告されている<sup>(32)</sup>。

また、税制が複雑化すると、税務当局による調査の際、脱税が発見しにくくなり、公平で確実な税務執行が困難となることから、脱税を誘引しがちである<sup>(33)</sup>。

(30) 金子宏「大嶋訴訟について—給与所得課税のあり方—」税大ジャーナル5号（2007 税務大学校）4頁。

(31) 金子宏＝清永敬次＝宮谷俊胤＝畠山武道『税法入門 第7版』（2016 有斐閣）35頁。

(32) 望月俊浩「消費税の複数税率化を巡る諸問題」税務大学校論叢42号（2003 税務大学校）248頁。

(33) 野口悠紀雄「税制簡素化の政治経済学」公共選択の研究1985巻5号（1985 公共選択学会）2頁。

なお、税制の複雑さが、結果的に税負担の不公平をもたらすとの指摘<sup>(34)</sup>があることも留意すべきであろう。

#### (4) 脱税行動モデル

##### イ Allingham, M. G.=Sandmo, A.の「脱税行動モデル」<sup>(35)</sup>

Allingham, M. G.=Sandmo, A.は、納税者の行動について、税務当局への不正申告が罰則に従う可能性を持つため、その課税所得の申告の決定が不確実性の下にあると仮定し<sup>(36)</sup>、不確実性の下での行動に関するフォン・ノイマン＝モルゲンシュテルンの公理（効用関数）に従う、と仮定し、その（「脱税行動モデル」を構成する）基数的効用関数は、唯一の独立変数として所得を持っている、とした上で、限界効用は常に正であり、確実に逓減すると仮定され、その結果、個人はリスクに対して回避的である、として数式化を試み、「脱税行動モデル」を構築している<sup>(37)</sup>。

その意味は、Allingham, M. G.=Sandmo, A.は、納税者は、たとえ所得額を税務当局に正直に申告しなかったとしても、直ちに罰則金を課せられる訣ではないから、その納税申告の決定は不確実性の下での決定と云うことになり、そのため、納税者には正直に実際の所得を申告するか、実際の所

---

(34) 野口悠紀雄・前掲注 (33)・2頁。

(35) 本項は、拙著（肥後治樹「試論・「限界」実調率の理論」税大ジャーナル29号（2018 税務大学校）43-91頁。）に拠るが、当該論文は、Allingham, M. G.=Sandmo, A.「Income Tax Evasion: A Theoretical Analysis」『Journal of Public Economics』第1巻（1972）に基づくとともに、省略等により分かりにくい部分等については、緒方隆「脱税をとまなう最適課税について—脱税と租税の歪み—」九州国際大学経営経済論集14巻1号（2007 九州国際大学）71-94頁、加藤秀弥「脱税の理論的研究」経済科学57巻4号（2010 名古屋大学大学院経済学研究科）226-227頁、西野万里「租税政策の有効性に関する一考察—イヴェイジョンとアヴォイダンス—」明大商學論叢74巻3-4号（1992 明治大学商学部）39-52頁及び森徹「脱税行為と税務調査ルール—申告実績に依存した税務調査ルールの有効性について—」商学論集52巻3号（1984 福島大学経済学会）242-179頁により適宜補足したものである。

(36) 西野万里「租税政策の有効性に関する一考察—イヴェイジョンとアヴォイダンス—」明大商學論叢74巻3-4号（1992 明治大学商学部）39頁。

(37) Allingham, M. G.=Sandmo, A.「Income Tax Evasion: A Theoretical Analysis」『Journal of Public Economics』第1巻（1972）323-328頁。

得以下にしか申告しないかの2つの戦略が存在することになって、もし、納税者が申告しないという戦略を選択すれば、納税者の利得は、税務当局による調査を受けるか免れるかに依存し、調査を免れれば脱税の結果として多くなるが、調査を受ければ罰則金を課せられるので少なくなる、と云うことになるとして、脱税の問題を明示的に最適課税体系の設計に取り入れた<sup>(38)</sup>、と云うことであり、納税者は、調査を受け過少申告が把握され、追徴金及び罰則金を徴収された場合にその手許に残る可処分所得から得られる効用水準と、調査を免れることにより、より多額の可処分所得を確保し得る場合の効用水準とを考慮し、それらを、調査を受ける確率と調査を免れる確率で加重平均した期待効用を最大化するように申告所得の水準を決定するものと想定した<sup>(39)</sup>、と云うことになる。

具体的には、Allingham, M. G. = Sandmo, A.は、①実際の所得 $W$ は、外生的に与えられ、納税者によって把握されているが、税務当局によっては把握されていない、②租税は、納税者の決定変数である申告所得 $X$ に一定の税率 $\theta$ で賦課される、この場合に、納税者が実際の所得 $W$ をそのまま申告すれば、 $X = W$ となるが、実際の所得 $W$ よりも過少に申告する、即ち、 $X < W$ と申告することにより、脱税することも可能であり、この場合において、 $W - X$ が申告していない（申告漏れ）所得を表わすこととなって、申告納税額は $\theta X$ となる、しかしながら、税務当局は、納税者の実際の所得 $W$ を把握していないので、調査と罰則税率により、申告漏れの抑制を行わなければならない、そこで、③ある確率 $p$ で税務当局は調査を行い、その場合、常に納税者の実際の所得 $W$ を把握することができるものとされるので、税務当局は実際の所得 $W$ の正確な金額を把握することになり、このことは、④納税者が、申告漏れ所得 $W - X$ について、 $\theta$ よりも高い罰則税率 $\pi$ で税金を支払わなければならないことを意味する、とした。

したがって、納税者が調査を免れた場合の可処分所得は $W - \theta X$ であり、納税者が調査を受け申告漏れ所得 $W - X$ が把握された場合には、申告漏れ

(38) 緒方隆「脱税をともなう最適課税について—脱税と租税の歪み—」九州国際大学経営経済論集14巻1号（2007 九州国際大学）77頁。

(39) 森徹「脱税行為と税務調査ルール—申告実績に依存した税務調査ルールの有効性について—」商学論集52巻3号（1984 福島大学経済学会）239頁。

( 14 ) 行動経済学から読み解く脱税動機

所得  $W - X$  に対して罰則税率が課されるので、その場合の可処分所得  $Y$  は、 $W - \theta X - \pi(W - X)$  となり、納税者は、調査を受ける確率  $\rho$  の下で、可処分所得に関する効用関数につき、 $X$  を決定変数として、最大化しようと行動する、と云うことになる。

そこで、Allingham, M. G. = Sandmo, A. は、これらの点を踏まえ、「脱税行動モデル」を数式化し、納税者は、

$$E[U] = (1 - \rho)U(W - \theta X) + \rho U(W - \theta X - \pi(W - X)) \quad (1)$$

が最大になるように申告所得  $X$  を選択するとし（、当該(1)式から）、

$$\rho\pi < \theta \quad (2)$$

が導かれることになる。

(2)は、申告漏れ所得が調査を受け把握された場合に課されることが期待される課税率  $\rho\pi$ <sup>(40)</sup> が、通常の税率  $\theta$  よりも低い場合、納税者は、実際の所得  $X$  よりも少なく申告することを示唆する。

## □ 疑問点

しかしながら、Allingham, M. G. = Sandmo, A. の「脱税行動モデル」については、その「正当性」について、疑問もある。

端的に指摘すれば、この「脱税行動モデル」は、「生産費用（ないしは売上）を1単位過剰（過少）に申告することで期待される利益が正であれば、市場に参加するすべての企業が脱税を行う」<sup>(41)</sup> というを前提としている点であり、「脱税行動モデル」が「正当」であるならば、法人について約3%、個人について約1%と云う極めて低い実調率<sup>(42)</sup>にある現状を踏まえると、雪崩を打って脱税が横行し、適正な申告など期待し得ない<sup>(43)</sup>筈なのに、現実には、そのような状況にはない。つまり、 $\rho\pi < \theta$  を構成する法定税率  $\theta$ 、把握率  $\rho$  及び罰則税率  $\pi$  だけからでは、「脱税行動」を説明できない、と云うことである。

この点については、私見として、Allingham, M. G. = Sandmo, A. の「脱税

---

(40) 脱漏所得が調査を受け把握された場合に課される罰則税率  $\pi$  は、調査が行われる確率  $\rho$  の下において課されることになるので、脱漏所得が調査を受け把握された場合に課されることが期待される課税率は、調査が行われる確率  $\rho$  と脱漏所得に課される罰則税率  $\pi$  の積である  $\rho\pi$  として表わされる。

(41) 中村勝之「生産量決定と脱税決定に関する「分離可能命題」の再検討」桃山学院大学総合研究所紀要33巻1号（2007 桃山学院大学）110頁。



行動モデル」の数式である  $p\pi < \theta$  を構成するのは、法定税率  $\theta$ 、把握率  $p$  及び罰則税率  $\pi$  だけであるが、まず、この数式には除斥期間が考慮されていないこと、また、実際に脱税を企図する際には、法定税率  $\theta$  と脱税が把握された場合に負担しなければならない罰則税率  $\pi$  とその把握率  $p$  の積との比較、つまり、正規の納税額と脱税が露見した場合に課される罰則税と云う「直接費用」との比較だけでなく、脱税の企図に要する取引先との通謀などの「間接費用」一巧妙な脱税をするために二重帳簿をつけたり、伝票を操作したりにかかる手間や時間、架空の仕入れや外注をするための請求書や領収書を別途に印刷するなどの手間賃<sup>(44)</sup> など一も考慮(算入)する必要があること、「脱税行動モデル」は、納税者は「脱税が違法行為だと分かっているが、儲かるという理由だけで簡単に違法行為をしてしまう」<sup>(45)</sup> と仮定しているが、実際には、「脱税行動が基本的に違法行為である以上、良心の呵責や罪悪感といった「モラル」の低下に耐えなければならないから」<sup>(46)</sup> 「脱税することが

(42) 国税庁HP「第17回 国税審議会 議事録」(平成28年3月22日)。当該議事録において、実調率については、「実調率とは、1年間に実地調査を実施した件数を納税者数、法人数で除したものでございます。定員が減少傾向にある中、申告件数の増加による業務量の大幅増加、取引の国際化、高度情報化の進展による業務の質的困難化に伴いまして、実調率は平成元年と比較いたしまして、個人、法人とも半分以下に低下しております。法人の場合、平成元年の8.5%が平成26年には3.2%、個人の場合、平成元年の2.3%が平成26年は1.1%ということでございます。」と説明されている。

(43) この点について、森徹も、所得申告率を  $\theta$  (本論文中の表記に従えば、 $X/W$ に当たる。)、把握率を  $p$ 、罰則税率を  $\pi$  とした上で、「 $p < 1 / (1 + \pi)$  である限り  $\theta$  は1を下回り、過少申告が行われることになる。 $p$  は、税務当局の側からみれば、すべての申告納税者のうち税務調査の対象となった者の割合(実調率)であり、これは日本の所得税の場合約4%といわれている。これに対し、罰則税率(重加算税率)  $\pi$  は、日本の場合35%であるから、 $1 / (1 + \pi) \approx 0.741$  で十分過少申告あるいは脱税行為が行われる状況にあるといえる。」と指摘している(森徹・前掲注(39)・237頁)。なお、森徹は、除斥期間は考慮に入れていない。

(44) S・O『元国税調査官の節税脱税ノート』(1982 主婦と生活社)224頁。

(45) 中村勝之・前掲注(41)・110頁。

(46) 中村勝之・前掲注(41)・110頁。



## ( 16 ) 行動経済学から読み解く脱税動機

有利であるにしても脱税しない主体が存在する」<sup>(47)</sup> こと、脱税が発覚した場合の「社会的制裁」の懸念も「変数」に入れる必要があることなどを考慮することが考えられる<sup>(48)</sup>。

このような要素を加味すると、Allingham, M. G. = Sandmo, A.の「脱税行動モデル」の数式である  $\rho\pi < \theta$  は修正され、申告と脱税の「分岐点」となる「調査を受ける確率」も低下するから、現行の実調率では、全ての納税者が無申告となる筈なのに、殆どの納税者が申告を行っていることの説明にはなるかもしれない。しかしながら、その一方で、本当に「良心の呵責や罪悪感」などから殆どの納税者が申告を行っているのであれば、実地調査を行ったもののうち、かなりの割合で申告漏れが把握される<sup>(49)</sup> ことについて説明がつかなくなる。即ち、全ての納税者が、無申告が「割に合う」のに、「良心の呵責や罪悪感」などから、申告を行うのであれば、その申告についても、同様に、「良心の呵責や罪悪感」などから、申告漏れが含まれるような不適正な申告を行う筈がないからである。

### 3 行動経済学によるアプローチ

#### (1) 「数字探し課題」

##### イ 概要

行動経済学において、人の行動心理を分析する実験の一つに「数字探し課題 (MATRIX OF THE ADDING-TO-10 TASK)」がある。これは、12個の小数点2位までの3桁の数字の中から足すと10になる2つの数字の組を探し出すと云う問題20問を、5分間で何問解けるか(探し出すか)という課題である<sup>(50)(51)</sup>。この実験は、人の行動心理を炙り出す非常に興味深いものであり、その概要は以下の通りである。

---

(47) 中村勝之・前掲注(41)・110頁。

(48) 肥後治樹「試論・「限界」実調率の理論」税大ジャーナル29号(2018 税務大学校)43-91頁。

(49) 国税庁が平成27事務年度に実施した所得税及び消費税調査等に係る実地調査等(特別調査・一般調査、着眼調査及び簡易な接触)の件数65万件的のうち、申告漏れ等の非違があった件数は39万6千件となっている(国税庁HP・後掲注(88))。

Ariely, Danによると、まず、この「数字探し課題」につき、「報奨金」として1問正答すると1ドル支払うとし、被験者に20問の問題を5分間解いてもらい、解答用紙を提出してもらって、実験の担当者が採点する（つまり、「ごまかし」の機会がない）、と事前に説明した上で実施すると、5分間で大体8問程度解け、これが基準となるので、これを「対照条件」と呼ぶ<sup>(52)(53)(54)</sup>。

次に、同様に、この「数字探し課題」を被験者に5分間解いてもらい、その後、被験者自身に、自己採点させ、（ここからがミソなのだが、）自己採点

(50) ダン・アリエリー『ずる 嘘とごまかしの行動経済学』（2012 早川書房）23-25頁。

(51) Mazar, Nina = Amir, On = Ariely, Dan 「The Dishonesty of Honest People: A Theory of Self-Concept Maintenance」『Journal of Marketing Research』45巻 6号（2006）636頁。ただし、同論文における実験においては、作業時間を4分としたためか、平均正答数は、対照条件で3.1問、破棄条件で4.2問、宣誓条件で2.8問となっており、当該実験においては、通常版の「数字探し課題」が用いられたと思われるので、比較のため、便宜上倍増すると、それぞれ、対照条件で6.2問、破棄条件で8.4問、宣誓条件で5.6問となり、時間が4分であったことを厳密に考慮して、2.5倍すると、それぞれ、対照条件で7.8問、破棄条件で10.5問、宣誓条件で7問となる（ダン・アリエリー・後掲注（52）参照）。

(52) ダン・アリエリー・前掲注（50）・27、222-224頁。当該「数字探し課題」については、通常版のものと簡易版のものとがあり、その結果（正答数）は、同じ条件下では、簡易版のものは通常版のもの約2倍の数値となっており、例えば、「対照条件」における平均正答数は、実験ごとに①4問、②7問、③3.2問、④3問となっており、このうち、①、③及び④については、通常版のものが用いられ、②については、簡易版が用いられたものと思われることから、本稿においては、通常版のものが用いられたと思われる実験の結果（正答数）については、簡易版のものをを用いた実験の結果（正答数）との比較のため、便宜上倍増することとし、例えば、前述の①（4問）、③（3.2問）及び④（3問）は、それぞれ比較のために倍増し、8問（①）、6.4問（③）及び6問（④）とした。したがって、本実験においては、通常版のものが用いられたと思われるので、実際の（申告された）平均正答数は、4問であったが、比較のために、便宜上倍増した。

(53) ダン・アリエリー『予想どおりに不合理 行動経済学が明かす「あなたがそれを選ぶわけ」 増補版』（2010 早川書房）362頁。

した解答用紙は誰にも見せることなくシュレッダーさせ、その後で、自己採点結果を担当者に自己申告してもらい、その自己申告した正答数に応じて報奨金を現金で支払う(「破棄条件」)、と事前に説明した上で実施すると、平均正答数が4問ほど多くなり、12問となる、と云う結果になり<sup>(55)</sup>、これは、被験者が実際の正答数よりも平均して4問程度多めに申告した、つまり、「ごまかし」を行える機会を与えられた結果、「ごまかし」を行った、と考えられるのである<sup>(56)</sup>。この点につき、「報奨金」について、金額を大きくしても、結果に大きな差異はなかった、むしろ、金額が大きくなると却って「ごまかし」はやや少なくなった、つまり、「報奨金」の多寡は「ごまかし」の動機とは関係ないと考えられた<sup>(57)(58)</sup>。

また、「破棄条件」と同様の条件下で、この実験を受ける被験者の中に「さくら」を入れ、その「さくら」に実験開始から1分経つか経たない頃に手を挙げさせ、「終わりました！」と言わせ、「ほくはどうしたらいいですか？」と聞かせ、「全問正答だから」とまで言わせて、全額せしめさせてほくほく顔で出て行かせる(「さくら」条件)と、その他の被験者の自己申告による平均正答数は更に跳ね上がり、15問となる<sup>(59)</sup>。

ところが、この「さくら」に、「数字探し課題」を実施するに当たっての事前の説明の際に、途中で説明を遮らせて、「その指示からすると、問題を解かずに全問解きましたとだけ言って、全額さらってもいいんですか？何か問題がありますか？」と質問させ、担当者に「あなたのやりたいようにどうぞ。」と応じさせる(「質問条件」と、たとえ、その「さくら」が実

---

(54) 日本における実験においては、「数字探し課題」の「平均正答数は、非学生で7.4問・・・、学生で9.4問・・・であった」(森知晴=小川一仁「The Effect of Age, Gender, and Earned Income in the Trust Game: A Laboratory Experiment in Japan」行動経済学8巻(2015 行動経済学会)95頁。その平均正答数を見ると、「数字探し課題」は簡易版のものが用いられたと思われる。

(55) 本実験においては、通常版のものが用いられたと思われるので、実際の(申告された)平均正答数は、6問であったが、比較のために、便宜上倍增した。

(56) ダン・アリエリー・前掲注(50)・27頁。

(57) ダン・アリエリー・前掲注(50)・27-28頁。

(58) ダン・アリエリー・前掲注(53)・363頁。

(59) ダン・アリエリー・前掲注(50)・222-225頁。

験開始から1分後に、先述のようなやり取りをして、部屋から出て行っても、その他の被験者の平均点は10問程度に留まる、つまり、先述の「さくら条件」よりも「ごまかし」が少なくなる<sup>(60)</sup>。

また、仮に、ある大学において、その大学の学生を被験者としてこの実験を行う場合に、この「さくら」について、その大学のライバル関係にある大学の学生であることが一目で分かる身なりをさせ（例えば、その大学のロゴがでかでかに入ったトレーナーを着せる）、見るからにそのライバル関係にある大学の学生であると分かるようにして、課題開始1分後に、「もう終わった、全問できた」と言わせて、20ドルせしめさせて退出させると云う前述の行為をさせる（「よそ者さくら」条件）と、不思議なことに、その他の被験者の自己申告による平均正答数は9問近くに落ち着くと云う結果になる<sup>(61)</sup>。

さらに、最初の「破棄条件」の実験を始める前に、対象者に、モーゼの十戒を思い付く限り紙に書かせる作業を入れる（「宣誓条件」と、その途端、自己申告による平均正答数は（「対照条件」と変わらない）8問に落ち着く、つまり、誰も「ごまかし」を行わなかったと云う結果になる<sup>(62)</sup><sup>(63)</sup>。この実験について、モーゼの十戒では宗教性が強過ぎるので、その代わりに被験者が所属する大学の「倫理規定」に置き換え、「わたしはこの実験が、・・・大学倫理規定のもとに行われることを承知します」と云う文面に署名させてから実験を行っても、同じ結果となった（まったく「ごまかし」を行わなかった。）<sup>(64)</sup>。

(60) ダン・アリエリー・前掲注 (50)・225-228頁。

(61) ダン・アリエリー・前掲注 (50)・229-231頁。同様に、簡易版の「数字探し課題」を用いたので、実際の（申告された）平均正答数は、9問であった。

(62) ダン・アリエリー・前掲注 (50)・50-52頁。しかも、実際には倫理規定がなかった大学においても同じ結果であった。

(63) ダン・アリエリー・前掲注 (53)・368-371頁。本実験においては、通常版のものが用いられたと思われるので、実際の（申告された）平均正答数は、それぞれ、「対照条件」で3問、「破棄条件」で5.5問、「宣誓条件」で3問であり、比較のため、便宜上倍増すると、それぞれ、「対照条件」で6問、「破棄条件」で11問、「宣誓条件」で6問となる。

(64) ダン・アリエリー・前掲注 (50)・50-52頁。

図表 1 「数字探し課題」の「正答」数

区 分	正答数		内 容
	/10問	/20問	
①対照条件	3.5	7.0	解答用紙を提出させる
②破棄条件	6.0	12.0	解答用紙を破棄させる
③宣誓条件	4.0	8.0	モーゼの十戒を思い出させる
④「さくら」条件	7.5	15.0	被験者に「さくら」を混ぜる
⑤質問条件	5.0	10.0	ごまかしが行えることをあからさまにする
⑥「よそ者さくら」条件	4.5	9.0	被験者によそ者の「さくら」を混ぜる
⑦引換券条件	9.4	18.8	現金の代わりに引換券を渡す

#### ロ 「数字探し課題」の含意

この「数字探し課題」の実験結果（「図表 1 「数字探し課題」の「正答」数」参照）の意味するところは、幾つかある。

##### イ) 人はそこそこ正直<sup>(65)</sup>

一つには、人は、「ごまかし」を行い得る状況下においては、「ごまかし」を行うが、興味深いのは、100%は「ごまかし」は行わない、と云うことである。先ほどの「数字探し課題」の実験例で言えば、「破棄条件」においては、20問中何問正答したか、と云う点について、20問と申告しても何ら問題は生じない（「ごまかし」を行っていることはばれようがない）のに、正答数につき、20問とは申告せずに、（おそらく）実際の正答数（である8問に）ちょっと（4問程度）上乘せした正答数を（12問と）申告している、ということである。つまり、「ごまかし」の機会を100%利用（悪用）はせず、「この程度なら」と云った程度の「ごまかし」に留めている、と云うことである。また、「ごまかし」については、一部の不心得者が大掛かりな「ごまかし」を行うのではなく、多くの心得者（と思われる者）がちょっとした「ごまかし」を行うと云うことである。

Ariely, Danによれば、「人は、自分がそこそこ正直な人間である、という自己イメージを辛うじてたもてる水準までごまかす」ということであり、

(65) ダン・アリエリー・前掲注(50)・23-27頁。

そしてこれがむしろ普通の傾向であるとする<sup>(66)</sup>。

#### (ロ) 「環境」による影響<sup>(67)</sup>

次に、状況としては、「ごまかし」を行える状態にあることが分かっているが、そのことが「あからさま」になっていない状態であれば、人は、「ごまかし」を行うが、そのことが「あからさま」になっていると、途端に、「ごまかし」を行うことに消極的になる、ということである。先ほどの「数字探し課題」の実験例で言えば、「さくら」が実験途中で「全部できた。」と言い、正答数を20問と申告して何のお咎めもなく満額の「報奨金」をせしめると、「ごまかし」を行う正答数が多くなる（それでも全問正答とは言わない。）（「さくら」条件）が、その「さくら」が、実験に先立って、この実験で、「ごまかし」を行ってもいいってことですよ、と云った趣旨のことをあからさまに口にして指摘すると、「ごまかし」を行う正答数は却って少なくなる（「質問条件」）。Ariely, Dan の言葉を借りれば、「人は不品行が可能だということに気づくと、自らの道徳心を省みる」<sup>(68)</sup>と云うことである。

#### (ハ) 「倫理性」の想起

そして、人の「倫理性」に関しては、常日頃から口喧しく「倫理性」について論じていても余り（どころか殆ど）効果はなく<sup>(69)</sup>、「倫理性」が求められる場面の直前にその「倫理性」を想起するようにすることがより効果的である、と云うことである。先ほどの「数字探し課題」の実験例で言えば、日頃からコンプライアンスの重要性について機会あるごとに説いている向きには受け入れ難い事実であろうが、「倫理性」について、常日頃から定期的に研修会や講習会を実施するなど徹底的に周知している大学の学生と、そう云ったことを殆ど実施していない大学の学生との間には、「ごまかし」の程度について、悲しいかな、殆ど差は見られなかった<sup>(70)</sup>ということ、そう云ったことよりも、実験の直前に、「倫理性」を想起させる機会を作り、

(66) 岡野憲一郎「嘘という名の快樂 3. 一自己欺瞞」『精神科医が日常的な思いつきを綴ってみる』（2016年4月30日）（[http://kenokano.blogspot.jp/2016\\_04\\_01\\_archive.html](http://kenokano.blogspot.jp/2016_04_01_archive.html)）。

(67) ダン・アリエリー・前掲注 (50)・226-228頁。

(68) ダン・アリエリー・前掲注 (50)・228頁。

(69) ダン・アリエリー・前掲注 (50)・52-55頁。

(70) ダン・アリエリー・前掲注 (50)・50-52頁。

「ウソ」をつくことの非倫理性を再認識させた方が余程効果的であるということである。

## ハ 脱税動機への「示唆」

「数字探し課題」が脱税動機について「示唆」するところも興味深い。

先述したように、Allingham, M. G. = Sandmo, A.の「脱税行動モデル」に従えば、現行の実調率では、全ての納税者が無申告となってもよい筈なのに、実際には殆どの納税者が申告を行っていると言う現状を説明できず、良心の呵責や罪悪感を介在させれば、殆どの納税者が申告を行っていると言う現状を説明できるようにはなるが、今度は、実地調査を行ったもののうち、かなりの割合について、申告漏れが把握される現状を説明できなくなる。しかし、Ariely, Danの「人はそこそこ正直」と言う説を援用すれば、現行の実調率でも、無申告はかなり少なく、その一方で、かなりの割合で申告漏れが把握されると言う現状を説明することが可能になると思われる。

### (2) 納税申告書への応用<sup>(71)</sup>

#### イ 概要

この倫理性を周知するタイミングの重要性に着想を得たDan Arielyは、次いで、①自己申告の作業の前にその者の名前を署名することは、その者の名前をその作業の後に署名させたり、全く署名をさせなかったりすることに比べ、より誠実に報告を行うことを促進する（仮説1）、②自己申告の作業の前にその者の名前を署名することは、当該作業の後にその者の名前を署名することに比べ、道徳的基準の顕著化を増加させる（仮説2）及び③増大した道徳的基準の顕著化は、誠実な自己申告にその者の名前を署名する効果を調整する（仮説3）を立て、これらの仮説を検証する一つとして、納税申告書様式を模した申告書様式での実験を実施した<sup>(72)</sup>。

実験の具体的な内容は、被験者は、実験への参加報酬として2ドルを支

---

(71) Shu, Lisa L. = Mazar, Nina = Gino, Francesca = Ariely, Dan = Bazerman, Max H. 「When to Sign on the Dotted Line? Signing First Makes Ethics Salient and Decreases Dishonest Self-Reports」 ([https://www.researchgate.net/publication/229053503\\_When\\_to\\_Sign\\_on\\_the\\_Dotted\\_Line\\_Signing\\_First\\_Makes\\_Ethics\\_Salient\\_and\\_Decreases\\_Dishonest\\_Self-Reports](https://www.researchgate.net/publication/229053503_When_to_Sign_on_the_Dotted_Line_Signing_First_Makes_Ethics_Salient_and_Decreases_Dishonest_Self-Reports)) (2001)。

(72) Shu, Lisa L. = Mazar, Nina = Gino, Francesca = Ariely, Dan = Bazerman, Max H. ・前掲注 (69) ・9頁。



払われた上で、①納税申告書様式の冒頭に（即ち、納税申告書様式に記入する前に）おいて署名する、②納税申告書様式の末尾に（即ち、納税申告書様式に記入した後に）署名する、③署名なし（対照条件）の3つの群に無作為に割り当てられ、最初に、正答数1問につき1ドルの報奨金が支払われる「数字探し課題」を5分間行わせ、次いで、当該「数字探し課題」で得た報奨金について、通常の納税申告書を模した申告書様式を用いて申告させる、と云う手順を踏んだ<sup>(73)</sup>。当該申告書様式については、先述したように、被験者が当該様式の冒頭か、末尾かのいずれかに署名するか、あるいは、署名しないかに分けられていた。申告に当たっては、被験者は、その所得（稼得した報奨金）につき、20%の租税（つまり、稼得した1ドルにつき20セント）を支払うこととなるその所得（稼得した報奨金）を自己申告するとともに、研究所までの移動に要した時間と手間につき、その弁償として、時間については、上限を2時間として当該移動に要した時間に応じた支払額（1分当たり10セント）が、手間については、上限を12ドルとした支払額が支払われた<sup>(74)</sup>。これにより、参加者は、最大で、参加費2ドル、「数字探し課題」からの所得（20ドル）につき20%の租税（つまり4ドル）を差し引いた16ドル、移動の時間についての追給としての12ドル、そして、移動の手間についての追給としての12ドルの計42ドルを手にし得ることになる<sup>(75)</sup>。

そこで、納税申告書において「ごまかし」を行う機会としては、参加者が納税申告書を作成する際に、「数字探し課題」からの「所得」を水増しすることにより、そして、この実験に参加するためにその生じた支出（時間と手間）を水増しすることにより、「ごまかし」を行えるように設定されていた<sup>(76)</sup>。

(73) Shu, Lisa L. = Mazar, Nina = Gino, Francesca = Ariely, Dan = Bazerman, Max H.・前掲注 (69)・11-13頁。

(74) Shu, Lisa L. = Mazar, Nina = Gino, Francesca = Ariely, Dan = Bazerman, Max H.・前掲注 (69)・11-14頁。

(75) Shu, Lisa L. = Mazar, Nina = Gino, Francesca = Ariely, Dan = Bazerman, Max H.・前掲注 (69)・11-14頁。

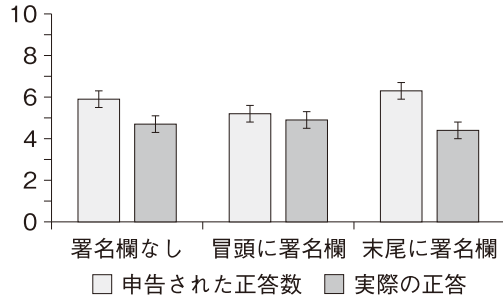
(76) Shu, Lisa L. = Mazar, Nina = Gino, Francesca = Ariely, Dan = Bazerman, Max H.・前掲注 (69)・14頁。

結果を見ると、まず、納税申告書様式を記載する際に、「数字探し課題」についての成績を水増しすることにより「ごまかし」を行った被験者の割合は、最初に署名する条件の被験者

(37%、30人中11人)が、最後に署名する条件の被験者(63%、30人中19人)よりも低く、 $\chi_2(1, N=60) = 4.27, p < 0.04$ であり、「ごまかし」の程度(申告された成績と実際の成績の開差)は、最初に署名する条件の被験者(M=1.67, SD=2.78)が、最後に署名する条件の被験者(M=3.57, SD=4.19)よりも低く、 $t(58) = -2.07, p < 0.05$ であり、また、納税申告書様式において申告した控除(研究所までの移動に要した時間と手間に係る追給額)についても同じ様相(パターン)を辿り、その「ごまかし」の程度は、最初に署名する条件の被験者(M=3.23, SD=2.73)が、最後に署名する条件の被験者(M=7.06, SD=7.02)よりも低かった<sup>(77)</sup>(「図表2 条件ごとの「数字探し課題」の申告と実績」参照)。

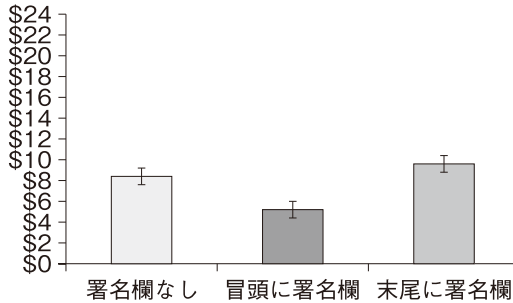
要するに、「数字探し課題」については、最後に署名する条件の被験者は、実際の得点に2問ほど水増しした申告をしたが、最初に署名する条件の被験者は、署名が道徳心を呼び起こす役割を果たし、0.5問しか水増しを行わず、また、研究所までの移動に要した時間と手間に係る追給額についても、被験者が実際に移動に要した時間は分からないが、被験者が無作為に振り分けられたため、二つの条件で(平均での)移動時間がそう変わらない筈だと考えられるが、最後に署名する条件の被験者は、交通費の請求額が平均で9ドル62セントだったのに対し、最初に署名する条件の被験者は、交通費の請求額が平均で5ドル27セントであり、同じパターンが見られた、と云うことになる<sup>(78)</sup>(「図表3 条件ごとの控除の申告額」参照)。

図表2 条件ごとの「数字探し課題」の申告と実績



(77) Shu, Lisa L. = Mazar, Nina = Gino, Francesca = Ariely, Dan = Bazerman, Max H. 前掲注 (69)・14-15頁。

図表3 条件ごとの控除の申告額



### ロ 確定申告書様式

ところで、我が国の確定申告書様式を見ると、様式の上部に「氏名」の記載欄と「押印」欄が設けられており、Ariely, Danが強調する倫理性を想起させるには好都合の位置にあると言えるが、そのうち、「氏名」欄については、単に当該申告書の作成者に係る情報を提供するに過ぎないと思われることなく、「押印」欄に至っては、押印がなくても、当該申告書が直ちに無効になる訣ではないなど、当該「氏名」欄、「押印」欄に、記名・押印することが、米国の納税申告書様式Form1040の「署名」欄のように、「重み」を持って受け止められるかどうかについては、やや検討の余地がある。少なくとも、単に記名・押印を求めるだけでは、申告書の作成者に、倫理性を想起させるには十分ではないと考えられ、そうなると、「氏名」欄・「押印」欄に、倫理性を想起させる一文を添える必要があるように思われる。ちなみに米国の納税申告書様式Form1040の「署名」欄には、「Under penalties of perjury, I declare that I have examined this return and accompanying schedules and statements, and to the best of my knowledge and belief, they are true, correct, and accurately list all amounts and sources of income I received during the tax year. Declaration of preparer (other than taxpayer) is based on all information of which preparer has any knowledge. (偽証の罰の下で、私はこの申告書及び添付の明細書及び計算書を検討し、私の知識と信念とが及ぶ限りにおいて、それらは、真実であり、適正であり、そして、

(78) ダン・アリエリー・前掲注 (50)・58-59頁。

その課税年分において、私が受け取った全ての額と源泉を正確に表示していると宣言します。(納税者以外の)作成者による宣言は、作成者が保有しているいかなる知識にも係る全ての情報に基づいています。)と云う一文が添えられている。

### (3) 納税通知書への応用

この点に関し、行動(経済)学の立場から、どのような一文が納税者に効果的かを検証した社会実験<sup>(79)</sup>があり、参考となる。

Kettle, Stewart = Hernandez, Marco = Ruda, Simon = Sanders, Michaelは、グアテマラの課税当局の協力を得て、申告期限までに申告を行わなかった納税者に対して申告書の提出を求める通知書を利用した大規模な実験を行い、具体的には、これらの無申告者に対し、通知書を発出ししない(①)、グアテマラの税務当局による通常のお知らせを発出する(②)、行動(経済)学を用いた4種類の通知書を発出する(③~⑥)としたところ、このうち、行動(経済)学を用いた4種類の通知書(③~⑥)のうち、2種類の通知書については、申告納付率を向上させるとともに、通知書1通当たりの平均納付額を増加させると云う結果となった(「図表4 通知書の文面と申告等の増加率」参照)、つまり、通知書に記載する文章に工夫を凝らしただけで、税収を増加させる効果を生じたと云うのである<sup>(80)</sup>。

簡単にその内容に触れると、まず、グアテマラの税務当局による通常のお知らせ(②)は、通知に当たっての法的根拠は記載され、かつ、納税者は申告を行う必要があると述べる情報は記載されているものの、どのように申告を行うかについての情報は記載されておらず、そこで、次に、行動(経済)学を用いた通知書(③~⑥)は、4種類のうち3種類は、「所得税の申告書を提出願います」と今申告が必要であると述べる簡潔な「行動の呼掛け」の見出しで始まり、どのように申告を行うかについての情報として、申告を行えるインターネット上のサイトのURLを指定し、かつ、納税者に

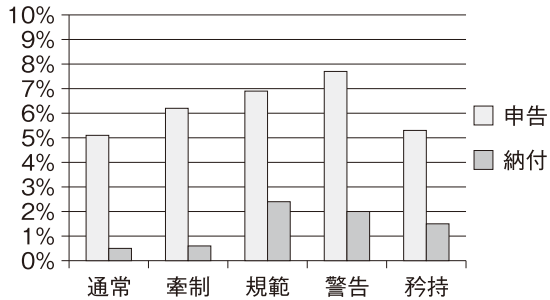
---

(79) Kettle, Stewart = Hernandez, Marco = Ruda, Simon = Sanders, Michael 「Behavioral Interventions in Tax Compliance: Evidence from Guatemala」The World Bank (2016)。

(80) Kettle, Stewart = Hernandez, Marco = Ruda, Simon = Sanders, Michael・前掲注(79)・2頁。

分割納付することが可能であることを周知する内容が盛り込まれ、そして、これらに加え、一つ目の通知書には、「あなたが申告を行わない場合、あなたは調査を受け、法律に規定さ

図表4 通知書の文面と申告等の増加率

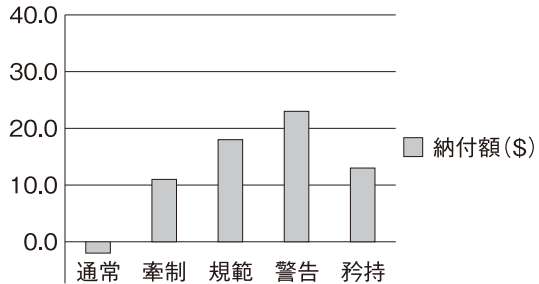


れた手続を受けることがあります。」と云う牽制の一文が付け加えられ（牽制の通知書 (③)）、二つ目の通知書には、「当局の記録によれば、グアテマラ市民の64.5%が2013年の所得税について期限までに申告を行っています。あなたは納税申告書を提出していない少数のグアテマラ市民の一人です。」と云う一文が付け加えられ（規範の通知書 (④)）、三つ目の通知書には、「これまで、当局はあなたの無申告を過失とみなしてきました。しかし、あなたが今直ちに申告を行わない場合は、当該無申告は、あなたの故意であると取り扱われ、調査され、法律に規定された手続の対象となります。」と云う警告の一文が付け加えられた（警告の通知書 (⑤)<sup>(81)</sup>。そして、最後の四つ目の通知書については、「所得税の申告書を提出願います」と今申告が必要であると述べる簡潔な「行動の呼掛け」の見出しは省略され、代わりにグアテマラの国旗の画像があしらわれ、どのように申告を行うかについての情報として、申告を行えるインターネット上のサイトのURLを指定し、かつ、納税者に分割納付することが可能であることを周知する内容はより柔らかい表現で盛り込まれ、そして、「あなたはグアテマラ市民であり、グアテマラはあなたの申告を必要としています。善き市民として、2013年の所得税申告書を提出してください。」と云う一文が盛り込まれ、文末にも「あなたは、あなたの国のために役に立とうとしていますか。」と云う一文が付け加えられた（矜持の通知書 (⑥)<sup>(82)</sup>。

(81) Kettle, Stewart = Hernandez, Marco = Ruda, Simon = Sanders, Michael · 前掲注 (79) · 10-17頁。

これらの中で、申告の恣意に有意に効果を挙げたのは、警告の一文が盛り込まれた「警告の通知書」(⑤)で、対照条件である通知書なし(①)の場合よりも、7.7%ポイント上昇させ、また、納付に

図表5 通知書の文面と納付額の増加



ついては、行動(経済)学を用いた4種類の通知書のうち、「矜持の通知書」(⑥)を除く3つの通知書は、有意に納付割合を増加させ、平均納付額を増加させることが示され、中でも、有意に最も効果を挙げたものは、「規範の通知書」(④)で、対照条件である通知書なし(①)の場合よりも、納付割合を2.4%ポイント、平均納付額を67%有意に増加させている<sup>(83)</sup>(「図表4 通知書の文面と申告等の増加率」参照)。また、納付額については、「規範の通知書」(④)と警告の通知書(⑤)は、対照条件である通知書なし(①)の場合の6.67米ドルに比較して、それぞれ平均で18米ドル及び23米ドル増加させている<sup>(84)</sup>(「図表5 通知書の文面と納付額の増加」参照)。

#### (4) 確定申告書において倫理性を想起させる一文

上述のように、実験に用いられた通知書のうち、最高の効果を挙げたものは、無申告を過失と云うよりも意図的な選択として決め付けた「警告の通知書」(⑤)、そして、64.5%の納税者は既に租税を納付していることに言及した「規範の通知書」(④)とであった<sup>(85)</sup>。

これらを踏まえると、我が国の確定申告書様式において、「氏名」欄に、

(82) Kettle, Stewart = Hernandez, Marco = Ruda, Simon = Sanders, Michael · 前掲注 (79) · 10-17頁。

(83) Kettle, Stewart = Hernandez, Marco = Ruda, Simon = Sanders, Michael · 前掲注 (79) · 17-20頁。

(84) Kettle, Stewart = Hernandez, Marco = Ruda, Simon = Sanders, Michael · 前掲注 (79) · 17-20頁。

(85) Kettle, Stewart = Hernandez, Marco = Ruda, Simon = Sanders, Michael · 前掲注 (79) · 29頁。

確定申告書において倫理性を想起させるために添える一文としては、「警告の通知書」(⑤)や前述の米国の納税申告書に記載されている一文のようなかなり強い調子の一文が効果的であるかもしれないが、しかし、こう云った一文は、我が国の風土の中では、かなり刺激的すぎる内容となり、却って納税者の反発を招くことが懸念される。また、おそらく、多数派同調バイアスや同調圧力を利用したと思われる、「規範の通知書」(④)のような多数の者が既に申告を行っていることを強調する一文は、無申告者に対して申告を慫慂する効果はあっても、倫理性を喚起するにはやや的外れの観もあり、申告割合の高い我が国においてはなおさらであろう。

そうすると、現段階では、一文を添えるとすると、「私は、以下の通り、課税年分の所得金額とその所得金額に対する税額について、所得税法等の規定に従って正しく計算し、確定申告を行います。」<sup>(86)</sup>と云った程度のものが無難であると思われるが、倫理性喚起の効果は限定的であろう。

なお、裁判における証人宣誓については、事前に「良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います」と云った趣旨の宣誓書に署名を求められ、確定申告書における倫理性喚起のための一文もこのような趣旨を盛り込むことが望ましいと考えられるが、この宣誓書の

---

(86) この一文は、「確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。」(国税庁・後掲注(91)・18頁)、「申告納税方式とは、納税者自身が一暦年の所得金額とその所得金額に対する税額を計算して確定申告を行い、その申告に基づき自主的に納付することをいう(この自主的に申告、納付するということは、決して自由にしてよいという意味ではなく、法律に従って正しく計算するということである。)」(税務大学校『所得税法(平成28年度版)』146頁)、「所得税及び復興特別所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。」(国税庁HP「所得税の仕組み」([https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/01\\_1.htm](https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/01_1.htm)))、「所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。」(国税庁HP「平成27年分確定申告特集」(<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/hajimete.htm>))などを基に作成した。



記載内容については、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第118条（宣誓の方式）第2項に「宣誓書には、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、又何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。」との規定があり、当該規定がその根拠となっているのに対し、所得税の確定申告等については、国税通則法第17条（期限内申告）第1項に「申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。」と云った規定はあるものの、当該第118条第2項の規定のような趣旨の規定はなく、同様の趣旨の一文を添えることは困難であろう。

## 4 結語

### (1) 脱税動機の実態

本稿においては、税務調査について、既に発生した申告漏れや脱税を是正する「対症療法」と位置付け、当該申告漏れや脱税を根本的に解消する「原因療法」を必要とするのではないかと云う問題意識から、そのために、納税者が申告漏れや脱税を行う「動機」にはどのようなものが考えられるかについて検討した。当該「動機」については、実態的な研究は殆ど行われておらず、裁判例を見ても、極めて簡単な説明に留まっているものが殆どであり、今後の研究が待たれるところである。

また、講学上の議論においては、租税が「反対給付」のない、「対価性」のないものであると云うその性質に求めるものがあるほか、適正申告を行った場合の納税額と申告漏れや脱税を行った場合における当該申告漏れや脱税が発覚する確率と発覚した場合の罰則額から算出される期待罰則額との比較考量に求める脱税行動モデルもあり、特に脱税行動モデルについては、納税者は、税務調査を受け過少申告が発覚し追徴金及び罰則金を徴収された場合にその手元に残る可処分所得から得られる効用水準と、税務調査を免れることにより多額の可処分所得を確保し得る場合の効用水準とを考慮し、それらを、調査を受ける確率と調査を免れる確率で加重平均した期待効用を最大化するように申告所得の水準を決定するものと想定して Allingham, M. G. = Sandmo, A.が数式化したものが嚆矢であり、申告漏れや脱税の契機がシンプルに示されているだけに、当該「脱税行動モデル」を

出発点に、様々なモデルが議論されて来ている。

「脱税行動モデル」を端的に説明すれば、適正に申告した場合の「税引き後所得」と、申告漏れや脱税を行った場合の期待「税引き後所得」を比較考量して、後者（申告漏れや脱税を行った場合の期待「税引き後所得」）が前者（適正に申告した場合の「税引き後所得」）を上回り、申告漏れや脱税が割に合うのであれば、納税者は申告漏れや脱税を行う、と云うものである。

## (2) 「脱税行動モデル」の弱点

しかしながら、「脱税行動モデル」は、実務の観点からは、法人について約3%、個人について約1%と云う極めて低い実調率であるにもかかわらず、無申告は極めて少なく、かなりの納税者が申告を行っているという現状を十分には説明できない。

この点については、「良心の呵責」や「罪悪感」などから、仮に、申告漏れや脱税が「割に合った」としても、その行為には及ばないと云う説明がなされ、そのため、「脱税行動モデル」について、「モラル」と云った要素を加味する改善なども行われている。

しかしながら、仮に、「良心の呵責」や「罪悪感」から、かなりの納税者が申告を行っているのであれば、今度は、税務調査の対象になったものに限ってのことではあるが、その申告の少なからぬ割合において、申告漏れなどが把握されていることについての説明に窮してしまう。

## (3) 行動経済学から読み解く脱税動機

そこで、行動経済学者の議論を基に、脱税動機を読み解くと、人は、つまり、納税者は、「そこそこ正直」な存在で、要は、人は、一方では、自分を正直で立派な人物だと思い込みたい（自我動機）が、その一方では、ごまかしから利益を得て、できるだけ得をしたい（金銭的動機）と云う相容れない二つの動機を持ち、この相容れない二つの動機の狭間で、人は、そのバランスを取るために、「認知的柔軟性」を発揮して、ごまかしから利益を得ても、ほんのちょっとしたごまかしをする分には自分を正直で素晴らしい人物だと思い続けることができ、この場合におけるこの両者のバランスをとろうとする行為である「つじつま合わせ」こそが、自分を正当化するプロセスである<sup>(87)</sup>、と云うことになる。要するに、「ほどほど正直」とは、

(87) ダン・アリエリー・前掲注(50)・37頁。

言い換えれば、人は、「ここまではいい」、「ここまでは許される」、「ここまでやっても別に悪いことではない」と云った「正直」と「ごまかし」の折り合い（共存）を付けられる基準線を自ら設定し、「自分じしんとの間に最終的な取りきめを行（う）」<sup>(88)</sup>、ということであろう。

確かに、この「そこそこ正直」と云う考え方、あるいは、その「そこそこ正直」であることによって、正直であることとごまかしを行うことの間で「つじつま合わせ」を行うと云う考え方に立てば、無申告が「割に合う」場合でも、大半の納税者は申告を行うが、しかし、その内容は必ずしも適正なものとは限らない（申告漏れがちょこっと含まれている）、と云う現状をうまく説明できるように考えられる。もっとも、直近の所得税に係る「簡易な接触」の実績を見ると、1件当たりの申告漏れ所得金額は61万円となっており<sup>(89)</sup>、平成26年分における申告納税者1人当たりの平均所得金額が606万円である<sup>(90)</sup>ことを踏まえると、その「申告漏れ」の額が、「そこそこ正直」の範囲内と言えるかどうかについては、検討の余地がある。

また、その場合、申告漏れや脱税を行う動機は、人間の本質論に深く根ざしたものとなり、かなり漠然としたものになってしまう印象がある。

#### (4) 税務行政への応用

行動経済学から読み解いた脱税動機は、人間の本質論に深く根ざしたものであるが、行動経済学は、その療法も示しており、具体的には、適宜のタイミングで人に倫理性を想起させると、自分を正直で立派な人物だと思込みたいと云う動機（自我動機）が強まり、「ごまかし」から利益を得て、できるだけ得をしたいと云う動機（金銭的動機）を弱めることができる。

この作用を税務行政に応用するとして、本稿においては、確定申告書の氏名記載欄に適正申告を呼びかける一文を添えることを提案したが、当該提案については、納税者からの反発を招かないためにも慎重な検討が必要であろう。

---

(88) ジェローム・K・ジェローム『ボートの三人男』（1976 中央公論社）247頁。

(89) 国税庁HP「平成27事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」  
([https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/shotoku\\_shohi/index.htm](https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/shotoku_shohi/index.htm))。

(90) 国税庁長官官房企画課『平成26年分 申告所得税標本調査 ―調査結果報告― 税務統計から見た申告所得税の実態』（平成28年2月）26頁。

また、そう云った一文を添えることで倫理性を想起させた上で、記名・捺印をさせる行為により、適正な申告を行うことを期待できるかどうかについては、そもそも、我が国と欧米における契約や署名の意味合いの違いがあるのかどうか、また、それぞれの精神文化における「ウソ」や正直の意味合いが持つ重みに違いがあるかどうかについても更に検証する必要がある。

ただし、そう云った納税者の倫理性を想起させる施策は、ある意味において、既に実施されているとも言え、例えば、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で行っている電話催告等については、滞納者に電話でその納付を呼び掛けることにより、納付義務を想起させることに繋がっているとすると、その例に当たると言えるかもしれず、事実、当該施策は、平成26事務年度において、催告対象約78万者のうち、約55万者（70.9%）が納付を完結し、約10万者（13.5%）が納付誓約となっているように、効果的・効率的な滞納整理に資している<sup>(91)</sup>。

また、税務調査の実施等による納税者との接触に当たって、画一的な調査を実施するのではなく、例えば、所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施するほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがあるものを是正するなどの接触を実施している<sup>(92)</sup>のは、納税者の態様に応じ、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施するとともに、その他の納税者に対しては、実地調査のほか、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行っている<sup>(93)</sup>からであり、後者（その他の納税者に対する簡易な接触等）については、当該その他の納税者が「そこそこ正直」に申告を行っていると考えれば、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、余り手数をかけずに納税者に働き掛け、自らは是正を求めるものであると言えようから、倫理

---

(91) 国税庁『国税庁レポート2016』（2016）33頁。

(92) 国税庁HP・前掲注（89）。

(93) 国税庁・前掲注（91）・25頁。

性を想起させる施策の事例に当たると言えるかもしれない。

#### (5) まとめ

本稿においては、申告漏れや脱税についての「原因療法」の検討に資するために、当該申告漏れや脱税を行う動機について検証してきたが、結論から言えば、故意性のある動機については、裁判例等から、①事業資金を確保しておきたい、②資産の購入資金などに充てる、③将来の備えに資産を残したい、④家族に資産を残したい、⑤債務返済に充てる、⑥税金を何とか安くしたい、⑦業務上の不正行為を秘匿したい、⑧税金を負担するのは馬鹿らしい、⑨税法の解釈に相違がある、などの一応の類型化はできたが、もっと精緻な議論が必要であろう。また、これらのうち、①（事業資金を確保しておきたい）や②（資産の購入資金などに充てる）、⑤（債務返済に充てる）、⑥（税金を何とか安くしたい）、⑦（業務上の不正行為を秘匿したい）、⑧（税金を負担するのは馬鹿らしい）は、「原因療法」の検討のしようもなく、論外と言え、また、③（将来の備えに資産を残したい）や④（家族に資産を残したい）については、「原因療法」としては、社会保障を充実する、と云った施策が考えられようが、当該施策は、国税庁の所掌の範囲外であり、国全体として取り組まなければならない課題であると言える。ただし、⑨（税法の解釈に相違がある）と云ったものが申告漏れ等の（消極的）「動機」となっていると云う事実があるとすれば、その「原因療法」としての税法の解釈を明確にする責務は国税庁にあると言えよう。

次に、講学上で議論されている「動機」のうち、租税の「非対価性」については、上述の裁判例から類型化した脱税動機のうちの⑧（税金を負担するのは馬鹿らしい）に通底するものがあるかもしれないが、対価性がないこと、反対給付がないことは、租税の性質であるから、この点についての「原因療法」としての即効薬はないと言え、公共サービスを賄う財源としての租税の重要性を地道に訴えて行くしかないであろう。

また、「脱税行動モデル」については、仮に、Allingham, M. G. = Sandmo, A.の「脱税行動モデル」が成り立つとすれば、「原因療法」は、申告漏れや脱税を「割に合わない」ものにするものであればよいことになり、高額・悪質な不正計算が見込まれるものに対しては、加算税や除斥期間と云った「制裁」を強化し、申告漏れや脱税を「割に合わない」ものにすることは、効果的であると考えられる。

最後に、行動経済学から読み解かれた「そこそこ正直」と云う動機については、そもそも、これを「動機」と言えるかどうか、むしろ、この「そこそこ正直」は、人間の本質に深く根差したものと言えるだろうから、「そこそこ正直」を「全く正直」に変えるような「原因療法」はないと言っても過言ではないであろう。しかしながら、上述したように、その「対症療法」としては、単に税務調査だけでなく、既にも実施されているものも含め、色々な方策が考えられ、実行可能性の高いものから実施に移していくべきであろう。

## 5 「将来に対する唯ぼんやりした不安」<sup>(94)</sup>

### (1) AIの脅威

人間が納税申告を司る限り、「そこそこ正直」であれ、「良心の呵責」であれ、「罪悪感」であれ、申告漏れや脱税が「割に合う」となっても、大半の納税者は、無申告には至らず、(その内容はともかくとして、)一応は、申告を行っている。しかしながら、巷間議論が喧しくなっているAIがより一層進歩して、人間に代わって納税申告を司るようになると、AIが「そこそこ正直」や、「良心の呵責」、「罪悪感」と云ったものと無関係であれば、「オメガ因子」<sup>(95)</sup>を組み込むまでもなく、損得勘定だけで、申告漏れや脱税、無申告を行うようになるのではないかと云うことが懸念される。

例えば、カー・ナビゲーションで道路案内を設定すれば、目的地まで効率的にスムーズに移動することが可能となるが、その場合に、カー・ナビゲーションは、目的地までの最短経路となるのであれば、生活道路や通学路まで何の躊躇いもなく選択してしまうが、その結果、生活道路や通学路の交通量が多くなり、交通事故の増加に繋がるとしたら、必ずしも好ましいこととは言えないであろう。事実、日本自動車連盟 (JAF) の「生活道路とカーナビに関するアンケート調査」<sup>(96)</sup>によれば、カーナビの登場により、

(94) 芥川龍之介「或旧友へ送る手記」『芭蕉雑記・西方の人—他七篇—』(1991 岩波書店) 160頁。

(95) 手塚治虫「アトラスの巻」『豪華愛蔵版 鉄腕アトム 2』(1992 講談社) 252・263頁。

(96) 日本自動車連盟 (JAF)「生活道路とカーナビに関するアンケート調査」(2010年4月) ([http://www.jaf.or.jp/data/1004carnai\\_enq/](http://www.jaf.or.jp/data/1004carnai_enq/) (平成25年8月15日閲覧))。



住宅地などの生活道路を抜け道として利用する車が増えたという声をよく聞き、こうしたことが、生活道路の事故増加につながっていくのではないかと心配されるとし、アンケート結果でも、「自宅周辺の生活道路を通過する車輛の数は、以前と比較して変化したと思いますか？」との問(Q5)に対して、「増えた」とする回答数は40%近くに達し、「生活道路の通行について、どのようなイメージを持っていますか？」との問(Q7)に対しても、「狭くて走りにくい」とする回答数が25%程度、「飛び出しが危険」とする回答数が35%近くとなっており、カー・ナビゲーシヨンの登場により、自動車が必要以上に生活道路に入り込み、事故の増加に繋がりがねない実態が浮き彫りになっている。

同様に、AIに納税申告を司らせる結果、「脱税行動モデル」にそのまま従って、無申告や申告漏れ、脱税が「割に合う」として、その増加に繋がるとしたら、これも同様に好ましいこととは言えないことになろう。

## (2) 現実感の喪失

Ariely, Danが行った「破棄条件」の「数字探し課題」につき、最後の部分において、報奨金1ドルにつき、担当者はその場では現金で支払う代わりに正答数に応じた引換券を渡し、引換券を渡された被験者は、少し(4メートルほど)離れたところにいる別の担当者のところに行き、引換券を1枚当たり1ドルに引き変えてもらうようにしたところ、正答数は、18.8問に跳ね上がった<sup>(97)(98)</sup>。しかも、全問正答と申告した者の数は、150人のうち24人に上り、その割合は約16%になったが、それまでの(その場で現金が支払われる)実験で、「ごまかし」が行える機会のあるもので全問正答と申告した者の割合が僅か0.2%に過ぎなかった<sup>(99)</sup> ことと比較すると、量的にも質的にも驚異的な「ごまかし」が行われたと言えよう。このことは、

---

(97) ダン・アリエリー・前掲注(53)・380-381頁。本実験においては、通常版のものが用いられたと思われるので、実際の(申告された)平均正答数は、9.4問であったが、比較のために、便宜上倍増した。ちなみに、当該実験における実際の平均正答数については、対照条件において3.5問、破棄条件において6.2問であり、同様に、比較のために、便宜上倍増すると、それぞれ、対照条件において7問、破棄条件において12.4問となる。

(98) ダン・アリエリー・前掲注(50)・42-43頁。

(99) ダン・アリエリー・前掲注(53)・382-383頁。



人は、現金から一步離れた途端、たった4メートル離れた途端、どれだけ不正行為を正当化できるかを示していると言えよう。

この点は、カジノにおけるポーカー・ゲームにおいて、現金ではなく、チップが用いられる理由も参考になる。ポーカー・ゲームにおいて、(プラスチック製の玩具のような)チップが用いられる最大の理由の一つは、金銭を使っているという感覚を失わせるという点にあり、チップは、プラスチックでできているために、どうしても金銭ではないような感覚を人に持たせがちになり、現金を使用すると、当然ながら、自制心が芽生えやすくなるのに対し、チップにすることで、確かに金銭に変わりはないのだが、現金ではないために金銭感覚がなくなり、有り金を全てつぎこんでしまうことになりかねない<sup>(100)</sup>。

そうすると、現代は、既にクレジット・カード社会となっているが、今後、暗号資産等の発展・拡大により、社会のキャッシュレス化がより一層進展すると、「電子マネーは小額決済に向く、小さい、便利、おつり不要、レジでの計算が早いし、銀行が介在しておれば履歴が残るのでマネーロンダリングも脱税も発生しにくい」<sup>(101)</sup>と云う積極的な評価もあろうが、「道徳的指針がますます損なわれるのではないか」<sup>(102)</sup>と云う不安もあり、その弊害も顕著になって来ることが懸念されよう。

### [参考文献]

- ・ダン・アリエリー『ずる 嘘とごまかしの行動経済学』(2012 早川書房)
- ・ダン・アリエリー『予想どおりに不合理 行動経済学が明かす「あなたがそれを選ぶわけ」 増補版』(2010 早川書房)
- ・金子宏『租税法 第24版』(2021 弘文堂)
- ・金子宏「大嶋訴訟について—給与所得課税のあり方—」税大ジャーナル 5号 (2007 税務大学校)

(100) カジノで真剣に稼ぐ力を学ぶ会「なぜカジノはチップを使うの?」([http://カジノjpn.com/casino\\_kiso/1051](http://カジノjpn.com/casino_kiso/1051))。

(101) 井上徹「数字貨幣(仮想通貨)に関する一考察」経済科学研究16巻2号(2013 広島修道大学) 145-158頁。

(102) ダン・アリエリー・前掲注(50)・43頁。

( 38 ) 行動経済学から読み解く脱税動機

- ・金子宏＝清永敬次＝宮谷俊胤＝畠山武道『税法入門 第7版』（2016 有斐閣）
- ・国税庁HP「第17回 国税審議会 議事録」（平成28年3月22日）
- ・国税庁「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」（平成24年9月12日）
- ・国税庁HP「平成27事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」（[https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/shotoku\\_shohi/index.htm](https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/shotoku_shohi/index.htm)）
- ・国税庁長官官房企画課『平成26年分 申告所得税標本調査 ―調査結果報告― 税務統計から見た申告所得税の実態』（平成28年2月）
- ・国税庁『国税庁レポート2016』（2016）
- ・パスカル・サラン『税の暴政』（1988 春秋社）
- ・渋谷園枝＝渋谷昌三「嘘の発生とその展開」山梨医大紀要13巻（1996 山梨医科大学）
- ・神野直彦『財政学〔第3版〕』（2021 有斐閣）
- ・須藤明「刑事事件における情状鑑定の現状と展望―米国のProbation Officer及びMitigation Specialistが行う判決前調査との比較から―」駒沢女子大学研究紀要21号（2014 駒沢女子大学）
- ・税制調査会・国際課税ディスカッショングループ「税源浸食と利益移転解説文（仮訳）」（第6回 国際課税ディスカッショングループ（2015年10月23日）資料）（<http://jyu-q.com/pcj/psychotherapy/therapy.html>）
- ・日本自動車連盟（JAF）「生活道路とカーナビに関するアンケート調査」（2010年4月）（[http://www.jaf.or.jp/data/1004carnai\\_enq/](http://www.jaf.or.jp/data/1004carnai_enq/)（平成25年8月15日閲覧））
- ・野口悠紀雄「税制簡素化の政治経済学」公共選択の研究』1985巻5号（1985 公共選択学会）
- ・肥後治樹「試論・「限界」実調率の理論」税大ジャーナル29号（2018 税務大学校）
- ・望月俊浩「消費税の複数税率化を巡る諸問題」税務大学校論叢42号（2003 税務大学校）
- ・森武夫「情状鑑定について―実務経験から―」専修大学法学研究所紀要36巻（201 専修大学法学研究所1）

- ・ 森徹「脱税行為と税務調査ルール—申告実績に依存した税務調査ルールの有効性について—」商学論集52巻3号 (1984 福島大学経済学会)
- ・ 森知晴 = 小川一仁「The Effect of Age, Gender, and Earned Income in the Trust Game: A Laboratory Experiment in Japan」行動経済学8巻 (2015 行動経済学会)
- ・ 脇本忍「落語における女性の嘘に関する考察」笑い学研究23巻 (2016 日本笑い学会)
- ・ Allingham, M. G. = Sandmo, A. 「Income Tax Evasion: A Theoretical Analysis」『Journal of Public Economics』第1巻 (1972)
- ・ Kettle, Stewart = Hernandez, Marco = Ruda, Simon = Sanders, Michael 「Behavioral Interventions in Tax Compliance: Evidence from Guatemala」The World Bank (2016)
- ・ Mazar, Nina = Amir, On = Ariely, Dan 「The Dishonesty of Honest People: A Theory of Self-Concept Maintenance」『Journal of Marketing Research』45巻6号 (2006)
- ・ Shu, Lisa L. = Mazar, Nina = Gino, Francesca = Ariely, Dan = Bazerman, Max H. 「When to Sign on the Dotted Line? Signing First Makes Ethics Salient and Decreases Dishonest Self-Reports」 ([https://www.researchgate.net/publication/229053503\\_When\\_to\\_Sign\\_on\\_the\\_Dotted\\_Line\\_Signing\\_First\\_Makes\\_Ethics\\_Salient\\_and\\_Decreases\\_Dishonest\\_Self-Reports](https://www.researchgate.net/publication/229053503_When_to_Sign_on_the_Dotted_Line_Signing_First_Makes_Ethics_Salient_and_Decreases_Dishonest_Self-Reports)) (2001)

〔図表出典〕

図表1 (123頁) ダン・アリエリー『ずる 嘘とごまかしの行動経済学』及び同『予想どおりに不合理 行動経済学が明かす「あなたがそれを選ぶわけ」増補版』掲載の数値を基に筆者作成。

図表2 (119頁) Shu, Lisa L.=Mazar, Nina=Gino, Francesca=Ariely, Dan=Bazerman, Max H. 「When to Sign on the Dotted Line? Signing First Makes Ethics Salient and Decreases Dishonest Self-Reports」36頁。

図表3 (118頁) 図表2に同じ。

図表4 (116頁) Kettle, Stewart=Hernandez, Marco=Ruda, Simon=Sanders, Michael 「Behavioral Interventions in Tax Compliance: Evidence from

( 40 ) 行動経済学から読み解く脱税動機

Guatemala」19頁掲載の計表5を基に筆者作成。  
図表5（115頁） 図表4に同じ。